

津波注意報・津波(大津波)警報への対応について

令和2年4月13日
掛川市教育委員会

津波注意報・津波(大津波)警報発表時において、学校は下記のとおり対応することとします。

記

1 「津波注意報 発表時における」学習活動の可否・登下校時刻等の対応について

基本的には、平常通りの学習活動や登下校とする。いつでも避難できる準備を整えておいたり、情報を収集しておいたりする。

2 「津波(大津波)警報 発表時における」学習活動の可否・登下校時刻等の対応について

活動時間帯	対応の内容
(1) 学校活動時間外の対応(学校の休業日や登校前)	ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、登校させない。 イ 津波(大津波)警報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で登校させる。
(2) 学校活動時間内の対応	ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、学習活動を停止し、学校防災計画にしたがって、児童生徒を避難場所に迅速かつ安全に避難させることを基本とする。 イ 津波(大津波)警報が解除され、周囲の状況等の安全が確保された段階で、平常通りの活動を再開する。 ウ 終業時刻以降も津波(大津波)警報が解除されない場合は、 <u>児童生徒を避難場所に留め置く。</u> エ 保護者に迎えに来てもらう場合は、津波(大津波)警報が解除された段階とする。 オ 保護者の迎えが来ない場合や児童生徒の家の安全が確保できないときは、 <u>避難場所に留め置く。</u>
(3) 登校中・下校中の対応	ア 津波(大津波)警報が発せられた段階で、 <u>現在いる場所から最も近い緊急避難建物や高台に避難をする。学校や家庭で、登下校中に避難する緊急避難建物や高台を確認しておく。</u> イ 津波(大津波)警報が解除されない場合は、 <u>児童生徒は緊急避難建物や高台に待機する。</u> ウ 保護者に迎えに来てもらう場合は、津波(大津波)警報が解除された段階とする。 エ 保護者の迎えが来ない場合や児童生徒の家の安全が確保できないときは、 <u>緊急避難建物や高台に待機する。</u>

※上記の(2)ウエオ、(3)の対応は、静岡県第4次地震被害想定における「津波浸水域在住の児童生徒、保護者」を対象とすることを基本とする。